

排除措置について

福岡県警察本部から通報のあった業者に対して、下記のとおり排除措置を行ったのでお知らせします。

| | |
|--------|--|
| 措置対象業者 | <p>(所在地) 大分県大分市大字津守500番地 (商号) 株式会社 九設 (代表者) 代表者 田島 貴博</p> <p>(所在地) 福岡市博多区上牟田一丁目11番25-301号 (商号) 株式会社 TA (代表者) 代表者 田島 貴博</p> <p>(所在地) 福岡市南区三宅一丁目15番15号 (商号) 株式会社 大老産業 (代表者) 代表者 三戸 智弘</p> <p>(所在地) 福岡県大野城市瓦田三丁目7番3号 (商号) 株式会社 東部 (代表者) 代表者 中野 祐也</p> <p>(所在地) 福岡市城南区樋井川七丁目16番20-101号 (商号) 株式会社 OSK (代表者) 代表者 押川 幸寛</p> <p>(所在地) 熊本県玉名郡南関町大字長山348番地 (商号) 有限会社 嶋村建設 (代表者) 代表者 嶋村 美仁</p> <p>(所在地) 熊本県玉名市伊倉北方40番地1 (商号) 有限会社 梓吉組 (代表者) 代表者 吉川 典孝</p> |
| 措置の内容 | 令和3年4月27日から12ヵ月間の排除措置 (令和4年4月26日まで) |
| 措置の根拠 | 福岡市競争入札参加停止等措置要領第2条の2第1項 別表第2第9号カ |
| 事件の概要 | 福岡県警察本部から、「役員等が、暴力団構成員と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき」に該当する事実があることを確認したとして、令和3年4月27日に通報があった。 |

問い合わせ先 : 財政局財政部契約監理課管理係 久原

TEL 711-4181(内線1551)